

平成28年度

# 予算概算決定の概要

大臣官房政策課環境政策室

農林水産省

# 目 次

農林水産分野における地域の気候変動適応計画 調査・分析事業・・・・・・・・・・・・・・・・	1
農林水産分野における遺伝資源利用促進事業・・	3

農林水産分野における地域の気候変動適応計画調査・分析事業  
[新規]  
【43（一）百万円】

対策のポイント

地域毎の気候の違いを踏まえた、気候変動への適応の取組を促進するための調査・分析を行います。

<背景／課題>

- ・近年、気候変動による農林水産分野への様々な影響が予想されていることから、温室効果ガス排出を抑制する緩和の取組に加え、既に現れている影響や、中長期的に避けることが困難な影響への適応の取組を計画的に進めていくことが重要です。このため、本年8月に農林水産省気候変動適応計画を決定したところであり、今後は当該計画に基づく施策を展開することとしています。
- ・一方、我が国は南北に長い国土条件であることから、地域によって主要作物が異なることや、気候変動の影響が顕在化する時期に差があるということ、影響によっては都道府県をまたいで対処する必要があるといった点にも留意しつつ、地域毎に適応の取組を的確に推進していく必要があります。このため、全国レベルの影響評価とその適応策を基本としている上記の適応計画を踏まえ、地域レベルの影響評価等の情報を収集・整理し、地域の取組を支援する必要があります。

政策目標

7以上の都道府県において農林水産分野に係る気候変動適応計画の策定が促進

<主な内容>

「気候変動に適応した将来展望（仮称）」の策定

気候条件の類似する地域毎に、地域の主要な農林水産物に係る影響評価や適応策に関する情報を収集し、農林水産省気候変動適応計画に示された適応策を基に、今後、気候変動が進んでいく過程で、作物毎に及ぼす影響に対して、都道府県や産地等が「どの時点で」、「どのような」適応策に取り組む必要があるのかを自ら判断するための情報となる「気候変動の適応に向けた将来展望（仮称）」を作成するとともに、全国での適応計画の推進を図ります。

（委託費）  
委託先：民間団体等

## 背景

- 気候変動による農林水産分野への様々な影響が予想されていることから、適応の取組を計画的に進めていくことが重要。このため、本年8月に農林水産省気候変動適応計画を決定。
- 地域毎の気候の違いや地域の主要産物などの特性を踏まえ、上記計画に基づく施策を展開するとともに、地域における取組を促進するため、地域毎の特性を踏まえた気候変動への適応の取組に係る調査・分析を実施することにより、当該計画を着実に推進する。

## 事業内容

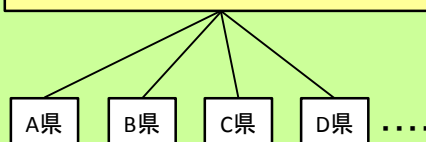
### 1. 地域毎の「気候変動の適応に向けた将来展望」の策定

今後、気候変動が進んでいく過程で、作物ごとにどのような影響が出て、都道府県や産地等が「どの時点で」、「どのような」適応策に取り組む必要があるのか等を自ら判断するための情報。

#### 「気候変動の適応に向けた将来展望」の位置付け

農林水産省気候変動適応計画

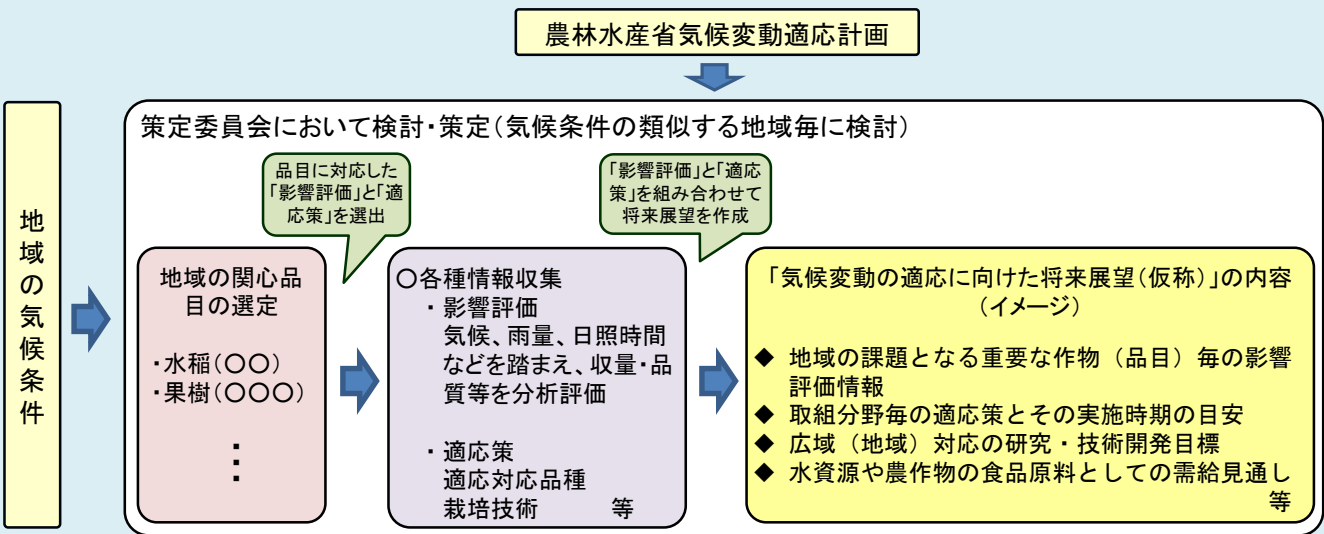
「気候変動の適応に向けた将来展望（仮称）」（7地域程度）



（地域が策定する適応計画）

#### 検討・策定体制

○気候条件の類似する地域毎に、都道府県の担当者や有識者等の参画を得て、影響評価情報等と農林水産省気候変動適応計画に示された適応策を基に地域別の「気候変動の適応に向けた将来展望（仮称）」を策定



## 効果

地域レベルにおいて適応計画が策定され適応策が講じられていくことにより、将来に渡る強い産地の確保に資する。

## 農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

【29（32）百万円】

### 対策のポイント

「強み」のある農産物の創出を目指し、我が国の品種開発を加速させるため、海外の遺伝資源の円滑な導入・利用に必要な情報の提供や相手国との意見調整等を行い、遺伝資源の取得に係る合意を目指します。

### <背景／課題>

- ・「強み」のある農産物の創出を目指し、我が国における品種開発を加速させるためには、変化に富んだ海外の遺伝資源を円滑に導入できる環境が不可欠です。しかし、近年、途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりから遺伝資源の持ち出しを規制する傾向があります。
- ・このため、海外の遺伝資源を円滑に導入・利用するために必要な情報の収集・提供や有望な遺伝資源保有国との意見調整を行い、遺伝資源の取得に係る合意を目指します。

### 政策目標

海外からの遺伝資源の取得に関する合意が4か国で行われる  
(平成28年度)

### <主な内容>

#### 1. 国内利用者への情報提供

遺伝資源保有国において現地調査を実施し、国内利用者に対して遺伝資源の取得に係る国際ルール、諸外国の法制度や遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識及び各国における遺伝資源の賦存状況について情報の収集・提供を行います。

#### 2. 遺伝資源取得のための相手国等との意見調整

国内利用者と遺伝資源保有国政府、関係機関との意見調整を推進し、遺伝資源の取得に係る合意を目指します。

委託費  
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

大臣官房政策課環境政策室（03-6744-2017）  
食料産業局知的財産課（03-6738-6444）

## 背景

途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりにより、自国の遺伝資源の持ち出しを規制する傾向  
→ 我が国における遺伝資源を利用した研究活動や産業活動が停滞するおそれ

## 事業内容

## ① 我が国の利用者への情報提供

- ・ 遺伝資源の取得に係る国際ルール  
(生物多様性条約、ITPGR、名古屋議定書(平成26年10月発効)等)
- ・ 遺伝資源の提供に関する諸外国の法制度
- ・ 遺伝資源保有国における遺伝資源の賦存状況
- ・ 遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識



## ② 遺伝資源の取得の合意等に係る二国間調整

我が国の利用者と相手国政府、遺伝資源保有機関との意見調整を行い、遺伝資源の取得の合意を目指す



## 効果

- 情報の不足により遺伝資源の導入を躊躇する我が国の利用者の不安を解消させる
- 国家間の関係構築、遺伝資源の探索等の効率化により、遺伝資源の円滑な導入を加速させる
- 遺伝資源の取引方法等の合意により、我が国の利用者による当該国の遺伝資源へのアクセスが可能に
- 他の遺伝資源保有国に応用可能な優良取引事例の創出、育種主体の交渉ノウハウの取得

我が国の遺伝資源利用者による海外遺伝資源の円滑な導入と適切な利用を促進し、  
画期的な農作物等の新品種等の開発を促進